

韓国知的財産ニュース 2014 年 1 月前期

(No. 262)

発行年月日：2014 年 1 月 27 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<http://www.jetro-ipr.or.kr>

★★★目次★★★

このニュースは、1月1日から15日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

※今号はありません。

関係機関の動き

- 2-1 SWの特許獲得が簡単になる(1.1)
- 2-2 道路名住所への完全移行に伴い制度を見直し(1.1)
- 2-3 2014年度の特許審査政策を発表(1.3)
- 2-4 政府レベルの知的財産保護執行成果、定期的に発表(1.6)
- 2-5 KIPO、国家知識財産環境の先進化を重点的に推進(予算編成を発表)(1.7)
- 2-6 産業部、2兆9千億ウォン規模の2014年度R&D支援計画公告(1.8)
- 2-7 韓国型適正技術で開発した抽出機をフィリピンに輸出(1.13)
- 2-8 京畿道、全国初めて知的財産専門人材育成事業を開始(1.15)
- 2-9 KIPO、韓国知識財産評価取引センター設立(1.15)

模倣品関連及び知的財産権紛争

- 3-1 違法コピー、減少基調が顕著に(1.5)
- 3-2 サムスンとラムバス、特許契約を10年延長(1.6)

デザイン(意匠)、商標動向

※今号はありません。

その他一般

- 5-1 特許管理会社IV、韓国特許1200件買収(1.14)

法律、制度関連

※今号はありません。

関係機関の動き

2-1 SWの特許獲得が簡単になる

韓国特許庁(2014.1.1)

韓国特許庁は、「創意的なアイデアの保護強化」の一環として、プログラム発明に関する特許制度を見直し、それを来年の下半期から審査に適用することを積極的に検討していると発表した。

プログラムに対する権利として請求する用語を明確に規定し、発明の保護対象をプログラムに準ずる類型にまで拡大することが主な内容となっている。これで、スマートフォンのアプリなどのプログラムも特許としての拡大・保護が可能となる。

そのため、コンピュータ関連の発明審査基準を改正し、改正審査基準には、プログラム発明に関する最近の判例なども反映する予定だ。

プログラム発明関連の韓国国内における特許出願は、毎年1万件以上となっていて、そのうち内国人の割合は2008年81%から2013年89%に増加基調にあるものの、まだCDなどのプログラム記録媒体だけが特許として認められているため、特許権を請求する記載形式が「プログラム」である出願は、「方法発明か、物件の発明かが不明瞭である」という拒絶理由が通知されていた。こうした理由により、出願人の時間とコストがかさむ例が毎年500件以上だ。

韓国特許庁は、今回に発表した「特許法と著作権法の調和を通じた創造的なソフトウェア企業の保護案」に関する研究報告書において、米国・欧州・日本などの知財大国では、プログラム関連の特許を審査する際の記載形式が「プログラム」である場合も特許を与えていたとして、韓国でも創意的なアイデアを有している自国のソフトウェア企業に配慮し、プログラムが搭載されている記録媒体のみならず、「プログラム」請求形式も特許として認める必要があるという見方を示した。

韓国でプログラム発明特許が保護され始めたのは、1984年にコンピュータ関連の発明審査基準が制定されてからであり、記録媒体に記録されたプログラムは、1998年審査基準の見直しによって保護され始めた。しかし、最近、プログラムの取引市場がオフラインからオンラインにシフトし、「記録媒体」に限定されたプログラムの発明特許は、現実とかけ離れてしまっている。

今回の審査基準改正は、経済・技術の発展に伴う新しいタイプのアイデアを保護する

根拠を設け、自国のソフトウェアメーカーの特許を利用した海外進出に弾みをつけると期待されている。

特許庁の関係者は、「特許は、海外に進出するときのトラブルの回避戦略であり、自社の技術を保護する手段として、事前の徹底とした準備が必要だ。今回の審査基準改正をきっかけに、わが国ソフトウェア業界にも、知的財産に対する認識が拡大されるよう、メーカーの訪問や説明会の開催など、様々な取り組みを実施していきたい」と述べた。

2-2 道路名住所への完全移行に伴い制度を見直し

韓国特許庁(2014.1.1)

韓国特許庁は、2014年1月1日からの道路名住所への完全移行にともなう海外出願時の不便を解消するため、道路名住所と番地住所との関係を立証する書類などを発給するほか、顧客の手数料納付の利便性を向上するため、自動現金預け払い機(ATM)からも納付できる手数料の範囲を拡大すると発表した。

2014年から道路名住所の使用が義務化され、国内出願人が外国特許庁に道路名住所で記載された類似商標などを新たに出願する場合、出願人の同一性(名前と住所)を確認する段階で、該当国特許庁に登録されている本人の商標権などの番地住所と一致しないという理由で該当審査官の補正要求や意見書の提出が予想される。

外国特許庁に商標権などを持つ国内の出願人が住所の不一致を解消するためには、原則としては番地住所で登録されている商標権などの住所を道路名住所に変更しなければならないが、こうした場合、手続きの遅延やコストがかかり、短期間に権利全ての住所情報を変更することには難しいと予想される。

韓国特許庁は、道路名住所への全面移行にともなう海外出願の支援に向け、「住所同一性の証明」と登録原簿上の「住所証明」を活用した審査を要請する要請文書を 95 カ国 101 の機関に発送した。

「住所同一性の証明」については、現在、安全行政部が番地住所と道路名住所の関係を立証する英文書類を発給しているが、弁理業界の意見や外国特許庁の認知度などを踏まえ、韓国特許庁が発給する計画で、オンラインから申し込みを受け、担当者が審査した後、証明書をオンラインで印刷し使用できるようにサービスを準備している。

また、登録原簿上に番地住所と道路名住所が同一であることを立証する「住所証明」という表現を入れ証拠資料として翻訳・公証して使用できるようにした。

さらに、銀行訪問やインターネットへの接続が難しい顧客の納付の利便性を高め、現金自動預け払い機を通じた特許手数料の納付を好む顧客のニーズに応えるため、現在の年次登録料、設定登録料に限って納付可能な手数料の範囲を拡大する予定だ。

情報顧客支援局のイ・テグン局長は、「道路名住所への完全移行による顧客の不便を最小限にするほか、納付の利便性を高めるためにこれからも取組んでいく考えだ」と述べた。

韓国特許庁は、特許審査処理期間の短縮を通じて、速やかな審査を求める企業のニーズに応えるほか、政府 3.0 の政策に基づいた様々な顧客中心の審査サービス、自国企業の迅速な海外特許支援の強化、創意的なアイデアの保護のための審査基準の見直し、特許法改正の推進などといった 2014 年度における特許審査政策の推進方向を明らかにした。

<要約>

◇2014 年には、特許審査処理期間を 11.7 月に短縮し、先行技術調査を強化した品質中心の特許審査を実現して強い特許創出を推進

◇特許審査前に出願人と面談を行う予備審査など、ポジティブ審査を推進、新製品と関連した特許・実用新案の一括審査、商標・デザインにまで拡大施行など、顧客中心の審査制度を支援

◇韓国で特許を受けた出願が海外で迅速に審査されるようにする特許審査ハイウェイの対象国を拡大(2013 年 14 国→2014 年 21 国)

◇コンピュータプログラム(スマートフォンのアプリ)及び建築設計の創作物の特許保護を強化できるよう、関連の審査基準を改正

◇創意的なアイデアの特許獲得が容易になるよう、アイデア資料・外国語論文出願の可能性、公知例外主張要件の緩和、分割出願の機会拡大など、特許法の改正を推進

キム・ヨンミン長官は、「特許審査の処理機関短縮が経済の活性化に貢献すると期待している。国民の創意的なアイデアが強い知財権として早期に権利化される一方、海外でも便利に特許が獲得できるよう、引き続き審査サービスを強化していく考えだ」と述べた。

<細部内容>

□特許審査処理期間の 11.7 月短縮及び特許審査の品質強化

国民の創意的なアイデアが早期に権利化できるよう、特許審査処理期間を年平均 2013 年の 13.2 ヶ月から 2014 年には 11.7 ヶ月に短縮する。

韓国知識財産研究院による分析の結果(2013.12)、2014 年の計画どおり審査処理機関を短縮できれば、国民総生産額 1 兆 3,433 億ウォン増加、雇用創出 4,347 人の創出効果をもたらすという。

また、中国の特許文献の検索強化、技術分野別の検索ガイド作成、審査官の検索大会の開催など、選考技術調査の強化を中心に、審査品質の向上を図る。

□審査の全過程において顧客と疎通するポジティブ審査の強化

本格的な特許審査に先立ち、2014年1月から「審査官と出願人の面談による予備審査」を難しい技術分野から実施する。出願人は、審査官に技術内容を直接説明し、審査官は拒絶理由を詳細に説明できることで、正確な審査と拒絶理由が自然に解消できると期待されている。

また、代理人のない出願については、拒絶理由の補正方法を案内するなど、審査の全過程においてポジティブ審査を強化する。

□新製品に対する特許・実用新案・商標・デザイン出願を受けたい時期に一括審査

新製品に対する1人企業・ベンチャー企業などの複数特許と実用新案の出願を新製品の発売に合わせて審査を行う一括審査制度が2014年1月から本格スタートする。2014年4月からは、商標及びデザイン出願まで一括審査を拡大施行する。

□海外で特許を素早く簡単に取得できるよう特許審査ハイウェイ対象国を拡大

韓国で特許を受けた出願が海外で迅速に審査できるようにする特許審査ハイウェイの対象国を2013年の14国から2014年1月から21国に拡大する。特に、欧州特許庁が対象国として追加されたため、世界で最も大きい市場の一つとされる欧州地域に進出する韓国企業の早期の特許獲得に役立つとみられる。

□「コンピュータプログラム」及び「建築設計の創作物」の特許保護を強化

「記録媒体に保存されているコンピュータプログラム」を特許として保護する現行規定は、現実とはかけ離れていて、実際には、オンラインを通じて「コンピュータプログラム(スマートフォンアプリ)」そのものを取引する市場が活性化されている。こうした不一致を解消するため「特許要件を備えたコンピュータプログラム(スマートフォンアプリ)」が特許として保護できるように審査基準を2014年の上半期中に改正する。

また、空間要素的な特徴により、新規性・進歩性の特許要件の判断が難しかった建築設計の創作物を、特許要件の判断事例や権利範囲解釈の事例を補強して審査基準を整備することで、建築設計の創作物についての特許判断基準を明確にする。

□創意的なアイデアの保護に向けた特許法改正を推進

創意的なアイデアの特許獲得を支援するため、アイデアの説明資料及び外国語で作成された明細書を提出しても、それで出願日を認められるよう特許法の改正を2014年の上半期に推進する。また、アイデアの正当な保有者が特許を容易に獲得できるよう、告知例外主張要件を緩和するほか、特許出願されたアイデアの追加的な権利化のために分割出願の機会を拡大できるよう改正する。

参考 1

審査処理期間及び経済的な費用

□韓国特許庁の審査処理期間(年平均、単位：ヶ月)

年度	特許・実用	商標	デザイン
----	-------	----	------

2013年(実績)	13.2	7.7	7.3
2014年(目標)	11.7	6.5	6.5

□特許審査処理期間及び経済的な費用

○審査処理期間の短縮に伴う経済的な効果(2013.12、韓国知識財産研究院)

*2014年の処理目標(11.7ヶ月)を達成した場合の経済的効果：総生産額が1兆3433億ウォン増加、総付加価値が2837億ウォン増加、収入が385億ウォン増加、雇用は4347人創出

○Economic Study on Patent Backlogs(London Economics, 2010)

*審査処理期間が1年遅延した場合、米国・欧州・日本特許庁を基準にして年間118億ドル(12兆3800億ウォン)の経済的費用が発生

参考2

ポジティブ審査

□概要

○本格的な特許審査の前に実施していた「審査官と出願人の面談による予備審査」を一部の高難易技術を対象に2014年1月から試行実施

ーこれを通じて、出願人は、審査官に技術内容を直接説明し、審査官は、出願人に拒絶理由を詳細に説明できることで、正確な審査と拒絶理由が自然に解消できると期待

○代理人のない出願については、拒絶理由の補正方法を案内するなど、審査の全過程においてポジティブ審査を強化

□細部計画

審査段階	方策	内容	対象	施行
審査着手前の段階	予備審査	審査着手前の面談を通じて予備審査 ・出願人(技術説明) ・審査官(拒絶理由説明)	拡大された優先審査出願のうち一部の高難易度技術分野	2014.1
審査着手段階	補正の方向を提示	補正を通じて適切な権利範囲を有するよう、補正方向を提示	全ての出願のうち(新規性など)選考技術と明確に区別される発明がある場合 (記載不備)拒絶理由を正	既施行

			確に理解できるように誘導	
	補正マニュアルを提供	拒絶理由別の拒絶理由通知の趣旨及び補正方法を案内	代理人のない出願	2014.1
補正段階	補正案の予備検討	①出願人が補正案を提示 ②審査官が検討意見を提示 ③出願人が最補正	全ての出願 ※ただし、審査負担などを考え FA10 達成後に推進	2015 年以降
審査最終段階	意見提出再通知	①拒絶理由の未解消 ②登録可能な発明が有 ③拒絶理由を再通知	再審査請求の出願(補正承認)のうち、特許性が認められた出願	2014.2

参考 3

一括審査

□概要

新製品に対する特許・実用新案・商標・デザイン出願などの複数の出願について、新製品の発売時期に合わせて一括審査する制度

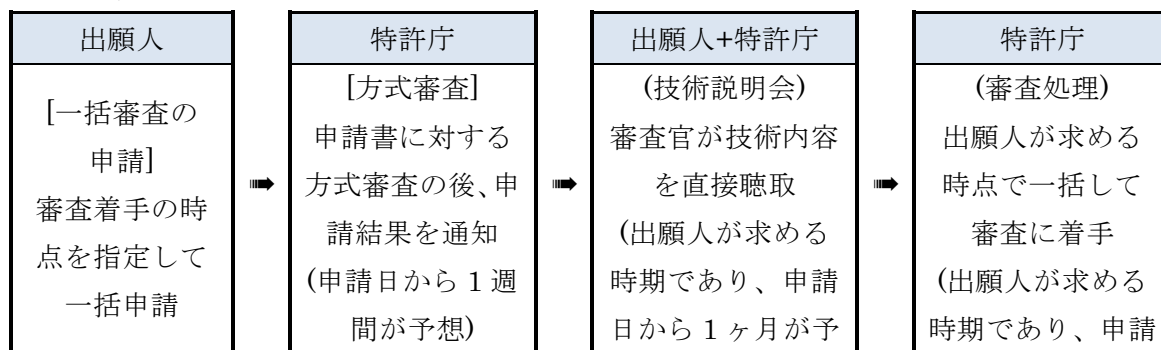
☞(施行時期) 特許・実用新案：2013 年 12 月、商標・デザイン：2014 年 4 月

□一括審査の対象

☞優先審査請求された出願として、

- ✓自己実施出願
- ✓輸出の促進に関する出願
- ✓ベンチャー/技術革新型の中小企業による出願
- ✓1人企業の出願

□一括審査の手続き



		想)	から遅れても2ヶ月予想)
--	--	----	--------------

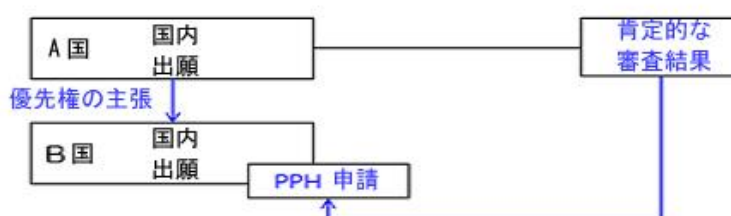
参考4

特許審査ハイウェイ

□特許審査ハイウェイ(Patent Prosecution Highway)の概念

○出願人が自分の発明を2国以上の国に出願した場合、先の審査で特許が可能と判断された国の審査書類を後で審査が進められる国の特許庁に提出すれば、その事実を参考にして該当出願を一般出願より先に審査する制度

<PPHの概念図>



□特許審査ハイウェイの対象国を拡大

○国民と企業が海外で迅速に特許を獲得できる特許審査ハイウェイの対象国を2013年14国から2014年には21国に拡大

○特に、欧州特許庁が対象国として追加されたため、世界で最も大きい市場の一つとされる欧州地域に進出する韓国企業の早期の特許獲得に役立つと期待

<特許審査ハイウェイの対象国(2014年に21国)>

2013年施行(14国)	2014年に追加施行(7国)
日本、米国、デンマーク、英国、カナダ、ロシア、フィンランド、ドイツ、スペイン、中国、メキシコ、シンガポール、ハンガリー、オーストリア	ヨーロッパ特許庁(EPO)、スウェーデン、イスラエル、ポルトガル、ノルウェー、オーストラリア、アイスランド

参考5

審査基準の見直し

□コンピュータプログラム

○(1984年) コンピュータ関連発明の審査基準制定が施行

- (1998年) 「記録媒体」に記録されたプログラムを保護するよう、審査基準が改正
- (問題点) 最近、スマートフォンアプリのオンライン取引市場が活性化されるにつれ、「記録媒体」に限定された特許の保護は、現実とかけ離れている。
- (解決策) 「特許発明の要件を備えたコンピュータプログラム(スマートフォンアプリ)」を特許法で保護されるような「物」として扱うよう、審査基準を見直す。

権利範囲(請求項)の記載形式	現行	改善
△する段階、□する段階を遂行する <u>プログラム</u>	×	○
△する段階、□する段階を遂行する <u>プログラムを記録した記録媒体</u>	○	○
△する段階、□する段階に構成される <u>方法</u>	○	○
△する段階、□する機能を遂行する <u>装置(機械)</u>	○	○

○(期待効果) スマートフォンのアプリなど、プログラム発明を特許として保護が可能となる。

□建築設計の創作物

○(2008年) 建築設計分野の審査基準制定を施行

○(問題点) 建築設計の空間要素的な特徴により、特許要件である新規性及び進歩性判断が困難

○(改善策) 建築設計分野の新規性・進歩性の判断事例及び権利範囲の解釈に関する審査基準を見直し、ガイドブックを発刊

○(期待効果) 審査・審判・訴訟の一貫性と権利の信頼性を向上

参考 4

特許法の改正

- 出願日の先取りのための明細書記載要件を明確化(2013.10 国会提出)
 - (改正の必要性) 先出願制度の下では、早い出願日の確保が重要
 - (改正の推進) アイデアの説明資料だけを提出しても、出願日として認められるよう明細書記載の要件を明確に規定
- 出願日の先取りのための明細書言語要件を緩和(2013.10 特化委提出)
 - (改正の必要性) 米国、欧州、日本は、すでに外国語をもって出願日を先取りす

ることができるが、韓国は韓国語出願のみを認証

－韓国国内でも、英語の論文などが持続的に増加していることなどから、早い出願日を確保できる制度的な装置が必要

○(改正の推進) 出願言語の範囲を韓国語以外に英語まで拡大

- アイデアの公開者のために「告知例外主張」要件を緩和(2014年上半期に改正推進)
*(告知例外主張制度) 出願前にアイデアが発明者により告知される場合、出願時に告知例外を主張したときのみ、特許獲得が可能

○(改正の必要性) 告知例外主張が「出願時のみ」可能であるため、出願のときにミスなどによって告知例外主張を記入しなかった場合、特許登録が拒絶される。

○(改正の推進) アイデアの正当な保有者が特許などを簡単に獲得できるよう、告知例外主張の要件を「出願時の事前申告義務」から「事後立証方式」に緩和*し、関連期間も拡大

- 特許出願されたアイデアの追加的な権利化機会を拡大(2014年上半期に改正を推進)

○(改正の必要性) 権利化されなかったアイデア・技術であっても模倣品販売、標準決定などを考えて追加権利化が必要だが、特許決定後には不可能

○(改正の推進) 市場に発売された後発模倣品、国際標準などを反映し、アイデアや技術の追加権利化が容易になるよう、分割出願の機会を拡大

2-4 政府レベルの知的財産保護執行成果、定期的に発表

未来創造科学部(2014.1.6)

－「2013年度の知的財産侵害対応及び保護執行報告書」を初めて発刊

□今年初めて発刊された「2013年度知的財産侵害対応及び保護執行報告書」によると、最近の韓国の知的財産権保護環境は大きく改善されたものと示された。

○不法著作物の利用が2009年42.4%から2013年32.4%に著しく減って合法市場の規模も3兆3千億ウォン弱増加し、模倣品に対する消費者の認識も2009年の調査以降徐々に改善されている。従って、米国政府が毎年発表している知的財産権監視対象国から2009年から5年連続して除外となっている。

□国家知識財産委員会が主管し法務部、文化体育観光部と特許庁など11関連政府機関が参加して、政府レベル全体で初めて発刊したこの報告書は、韓国政府の知的財産保護政策の成果を網羅している。

○この報告書を契機に、韓国政府の知的財産権に対する保護意志と努力を対内外に知られることにより、これまで韓国の国家競争力に比べて評価が低かった韓国の知財権の国際的位相と保護順位*の向上に寄与するものと期待している。

*2013年韓国知財権保護水準に関する国際評価

－WEF48位(vs.国家競争力 25位)、IMF 40位(vs.国家競争力 22位)

※米国政府も大統領所属の知的財産執行調整官(IP Enforcement Coordinator)を設置し、毎年「知識財産執行に関する年次報告書」(US IP Enforcement Coordinator Annual report on IP Enforcement) を発刊している。

□この報告書によると、知的財産権保護執行の分野別の主要成果は次のとおりである。

○第一に、産業財産権分野の場合、特許庁が 2010 年に特別司法警察の発足を契機に模倣品に対するオン・オフラインの取締りを強化した結果、2013 年 12 月現在、376 人を刑事立件し、82 万件余りを押収した。また、オンラインショッピングモール 800 ヶ所の接続を遮断または閉鎖した。

○第二に、著作権分野は文化体育観光部所属の著作権特別司法警察、著作権委員会の OSP(Online Service Provider)取締り及び著作権保護センターの不法著作物追跡システム(ICOP: Illegal Copyrights Obstruction Program)の運営など、全方位において監視や取締り及び捜査活動を行った結果、不法著作物の複製及び流通が大幅に減ったものと示された。

○第三に、晴雨の知財権保護執行の成果は、特許庁及び文化体育観光部の所管分野別の保護努力とともに、検察と警察及び自治体などの内部取締り、通関段階の関西町の取締りと海外事務所(特許庁傘下の IP-Desk 及び著作権委員会の海外著作権センター)の現地支援などと連携してから向上されている。

<政府機関別の知的財産権に係る保護業務>

権利	所管の 政府機関	主な業務	細部推進事項
産業 財産権	特許庁	特許、商標、営業秘密及びデザインなどの国内外の保護活動、広報及び教育など	特許審判及び模倣品の取締り
著作 権	文化体育 観光部	国内外の著作権に係る保護活動、広報及び教育など認識向上活動	著作権侵害取締り、OSP 対象是正・勧告、在宅モニタリング及び ICOP 運営など
取締 り及び 捜査な ど執行	検察庁	知的財産権侵害物品の不法複製及び流通取締り、捜査など	捜査(取締り)任財の専門性強化及び捜査技法能力の向上
	警察庁		
	海洋警察 庁		
	貿易委員 会	知的財産権侵害など不公正貿易行為の調査及び判定	知財権侵害及び原産地表示違反などの調査
	関税庁	関税、水際処置など対外取引	密輸入取締り及び通関保

	秩序の確立	留処置など
--	-------	-------

□この報告書には、海外市場進出時の知財権紛争の危険に露出された中小・中堅企業を対象に紛争対応システム、モバイル及び SNS などにより新たに拡大する侵害類型に対する知財権保護、3D プリンティング、ビックデータと伝統知識など新知識財産の保護対策を講じる必要性などを政府の今後の課題として提示している。

□今後政府は、定期的な年次報告書を発刊するとともに、韓国政府の知的財産保護執行体系をさらに強化し、関連の政府機関同士で協業を拡大するために(仮)「知識財産権保護政策協議会」* (主管：国家知識財産員会)を来年1月中に発足し運営する計画である。

* 幹事：国家知識財産委員会 知識財産戦略企画団

参加：法務部、文化体育観光部、特許庁、警察庁、海洋警察庁、関税庁、自治体など

運営：隔月で開催し、政府機関別に巡回開催

業務：執行成果の評価、情報共有、捜査共助及び人材教育など

添付：「2013 年度知的財産侵害対応及び保護執行報告書」の主な内容

別添：「2013 年知的財産侵害対応及び保護執行報告書」

『2013 年度知的財産侵害対応及び保護執行報告書』の主な内容

□発刊の目的

○政府の知的財産保護執行への取り組みと政策成果を発表し共有することにより、社会的な認識向上に貢献

※新政権の国際課題「2.知的財産の創出・活用・保護体制の先進化」の細部課題に該当

○国家競争力に比べて低評価されている知的財産権保護順位*の適正評価のための資料として、関連機関に提供

*2013 年：WEF 48 位(vs. 国家競争力 25 位)、IMF40 位(vs. 国家競争力 22 位)

－米政府も、知的財産執行調整官(IPEC)がアニュアル報告書(Annual Report on IP Enforcement)を発刊

□発刊の経過

○知財権関連部署*の保護執行現状を基に作成し発刊(2013.4～11)

*法務部、文化体育観光部、特許庁、警察庁、関税庁及び貿易委員会など計 11 部署

- E-Book の製作・発刊及び知財委のウェブサイトに広報(2014.1)
- 国際機関、在外公館及び主な貿易先、機関、団体に英文版を作成して配布 (2 月中)

□主な内容

- 最近の特許、商標及び著作権などの知的財産権の保護執行の成果を集約
 - －法令の整備、組織強化、侵害の取り締まり及び捜査、海外の知財権保護など

□今後の計画

- 毎年定期的に発刊、国内外の主な期間に配布予定(12 月中)
- 情報の共有、保護政策の評価、懸案への対応など、保護政策の効率性を向上させるため、知財委の主管で(仮称)「知財権の保護政策協議会」を運営(2014.1～)

<添付>知的財産の保護政策に関する主な統計

□産業財産権

<特別司法警察の取締りの実績など>

・逮捕実績(月平均)

2012	2013.10	増減
25.5 名	33.6 名	8.4 名増加

・オンラインのモニターリング取締り実績(月平均)

2012	2013.10	増減
397 件	431 件	34 件増加

<関税庁の知的財産権侵害取締りの実績>

区分	2011 年		2012 年	
	摘発件数	金額	摘発件数	金額
商標権侵害	485	5965	508	7642
著作権侵害	37	1590	66	1604
特許権侵害	-	-	1	66
その他侵害	8	6	13	20

<検察庁の知的財産権侵害事犯の取り締まり実績>

区分	2009	2010	2011	2012
実績(名)	160887	81831	82966	84001

<オンライン模倣品取締りの実績>

区分	2010	2011	2012	2013.9	合計
公開市場での販売中止	2890	3566	4256	3081	13793
ネット通販サイトのアクセス遮断・閉鎖	207	364	505	682	1758
合計	3097	3930	4761	3763	15551

□著作権

<年度別における著作権侵害の現状>

区分	2009	2010	2011	2012
違法コピーの利 用経験率	42.4%	35.9%	35.3%	32.4%
違法コピー物の 流通量	23億9602万件	18億9571万件	21億27万件	20億6000万件
違法コピー市場 規模	8784億ウォン	5102億ウォン	4220億ウォン	3055億ウォン
合法著作物の市 場規模(A)	1兆1507億ウ オン	8兆9347億ウ オン	10兆8153億ウ オン	11兆4963億ウ オン
合法著作物の市 場侵害規模(B)	2兆2497億ウ オン	2兆1172億ウ オン	2兆4987億ウ オン	2兆2186億ウ オン
潜在的な合法著 作物の市場規模 (C=A+B)	10兆4005億ウ オン	11兆520億ウ オン	13兆3140億ウ オン	13兆7148億ウ オン
潜在的な合法著 作物の市場侵害 率(B/C)	21.6%	19.2%	18.8%	16.2%

<年度別の主な取締り現状>

区分	2011	2012	増減
特別司法警察による 司法処理(送致)	1,116名	1,803名	61.6%
韓国著作権委員会の 是正勧告	107,724件	250,037件	132.1%
著作権保護センター のコピー・伝送中断 要請及び回収・廃棄 など	377,459件 86,607,707点	921,211件 177,007,537点	143.9% (104.4%)

オンラインによる在宅モニターリングの運営	264,286 件 80,458,992 点	412,278 件 109,882,656 点	56.6% (36.6%)
違法コピー物の追跡管理システムの運営	82,621 件 3,161,355 点	491,253 件 65,132,086 点	494.6% (1960.3%)

<最近4年間におけるオフラインでの違法コピー取締りの実績>

区分	2009		2010		2011		2012		2013年6月末	
	件	点	件	点	件	点	件	点	件	点
音楽	367	35163	310	458522	150	41227	326	421100	362	775160
映像	873	380769	430	310355	435	211491	535	209539	365	81013
出版	541	11956	704	18902	489	16541	537	17224	281	8127
ゲーム	2	1480	9	6529	-	150	1	427	-	5
合計	1783	429368	1453	794308	1074	269409	1399	639290	1008	864305

<ソフトウェア市場侵害規模>

区分		2008	2009	2010	2011
違法コピー率	韓国平均	43	41	40	40
	世界平均	41	43	42	42
	アジア平均	61	59	60	60
被害額(百万ドル)		622	575	722	815

2-5 KIPO、国家知識財産環境の先進化を重点的に推進(予算編成を発表)

韓国特許庁(2014.1.7)

2014年度の特許庁予算は、総額ベースで2013度に比べ286億ウォン増加(増加率6.6%)した4613億ウォンが割り当てられた。各種の財政事業に投じられる主な事業費は、2013年度に比べ300億ウォン増加した2643億ウォンで、最近10年において増加幅が最も大きい。

2014年度の予算は、特許・商標・デザインの審査処理機関短縮など、顧客サービスの改善を引き続き推進し、国家知識財産環境の先進化に向けたインフラ構築に重点的に投資する方向で編成した。

□顧客サービスの改善

<審査業務のアウトソーシング範囲の拡大：(2013)521→597件(14.4%増)>

審査品質を改善し、出願後の権利化に要される機関を短縮するため、審査業務アウト

ソーシングの範囲を拡大する。

＜出願人の利便性向上に向けたシステム構築：20 億ウォン＞

出願人が寄り弁理士に電子出願システムを利用できるよう、オープン特許路システムを構築するために 10 億ウォンを、今年度から施行される国際デザイン出願制度に対応するため、デザイン出願・審査システムを改変するために 10 億ウォンを編成した。

□国家知的財産環境の先進化

＜コア・オリジナル特許創出を強化：(2013)313→(2014)337 億ウォン(7.5%増)＞

コア・オリジナル特許の創出を強化するため、特許情報を活用した政府・民間 R&D 戦略(以下、知財-R&D 戦略)コンサルタント支援を拡大する。

* 政府 IP-R&D 支援：(2013) 183 億ウォン → (2014) 195 億ウォン(増 6.6%)

* 民間 IP-R&D 支援：(2013) 112 億ウォン → (2014) 119 億ウォン(増 6.9%)

* 標準特許創出支援：(2013) 19 億ウォン → (2014) 23 億ウォン(増 20.1%)

＜国内外の知的財産権保護基盤の拡充：(2013) 160 → (2014) 183 億ウォン(増 14.1%)

>

技術の流出による中小企業の被害を予防するため、営業秘密保護支援を拡大し、社会的弱者のための公共弁理サービスへのアプローチを向上させる。

*関連予算：(2013) 23 億ウォン → (2014) 195 億ウォン(増 8.5%)

また、最近の特許トラブルがグローバル市場において主な変数として台頭するにつれ、海外進出の中小・中堅企業のための知的財産権トラブルへの対応のコンサルタント及び知的財産権の訴訟保険加入費の支援規模を拡大する

*関連予算：(2013) 105 億ウォン → (2014) 130 億ウォン(増 23.8%)

＜特許活用の促進強化：(2013)83 億ウォン → (2014) 321 億ウォン(増 284.7%)＞

知的財産権金融を活性化させるため、知的財産権の価値評価支援を大幅拡大し、創意資本にも 230 億ウォンを新規捻出する。

＜大学の知的財産専門人材を拡大：(2013)40 億ウォン → (2014) 44 億ウォン(増 10%)

>

知的財産の専門人材への需要が拡大するという見通しから、知的財産教育の先導大学を追加指定し、地方の大学の知的財産教育産学協力の新規推進などを通じて大学における知的財産教育を強化する。

キム・ヨンミン長官は、今後、充実化した予算執行を行い、知的財産が創造経済の実

現において革新的な原動力になれるよう取組んでいく構えを明らかにした。

2-6 産業部、2兆9千億ウォン規模の2014年度R&D支援計画公告

産業通商資源部(2014.1.8)

－中小企業支援拡大、革新跳躍型・グラント型・自由公募型等、創意・自立型 R&D 制度導入、挑戦的 R&D 制度導入、挑戦的 R&D 促進強化－

□産業通商資源部(長官ユン・サンジク)は、「好循環的産業技術環境造成で産業強国跳躍」という第6次産業技術革新計画(’14～’18)のビジョンをサポートするために、「2014年度産業技術革新事業統合施行計画」を1月9日公告した。

○今般の統合施行計画には、2014年産業部 R&D 予算 3兆 2,499 億ウォン(去年対比約 3.3%、1,035 億ウォン増)のうち、一部基盤構築事業と政策指定事業等を除く総 69 事業、2兆 8,693 億ウォンの規模の支援計画を発表した。

* (去年対比主要増額事業) グラフィン素材部品常用化技術開発(110 億ウォン、175%↑)、感性タッチプラットフォーム開発及び新産業化支援(210 億ウォン、71.4%↑)、産業技術開発基盤構築(1,580 億ウォン、18.8%↑)等

* (2014 新規事業) デザイン融合 Micro - モビリティ新産業環境構築(60 億ウォン)、ポストゲノム多部位遺伝体事業(60 億ウォン)、バイオ科学産業化促進技術開発(50 億ウォン)等 10 事業(335 億ウォン)

□また、統合施行計画には、企業、大学、研究所等が 2014 年度産業部 R&D 事業に参加しやすくするために、合計 69 個の R&D 事業に対する事業概要、支援内容、支援規模、推進日程等、詳細な支援計画以外にも、

○中小企業支援対象事業を拡大し、革新跳躍型、グラント型、BI 連携型、Seed 等、創意・自立型 R&D 制度導入及び挑戦的 R&D 促進等の 2014 年度産業部主要 R&D 制度改善内容が含まれた。

－第一に、中小企業の革新技術開発支援を通じて、技術革新力量を強化し、グローバル専門企業に育成するために、中小・中堅企業背引用事業*で自由公募課題比重を拡大し、中小・中堅企業の総意的技術開発支援を強化する。

*グローバル専門技術開発事業(1,824 億ウォン)、事業化連携技術開発事業(385 億ウォン)、技術革新型中小・中堅企業人力支援事業(233 億ウォン)、産業専門人力力量強化事業(442 億ウォン)等

－第二に、超高難度中大型課題に対し、既存と異なるコンサルティング方式で評価・

管理を緩和し、挑戦的 R&D が促進されるように支援する「革新跳躍型」課題を示範*
推進

*12 事業、薬 1 兆 351 億ウォンで構成された産業革新技術開発事業

一第三に、自由公募型課題比重拡大('17 年まで中小・中堅企業専用事業予算の 50%)、
BI 連携型 R&D 支援制度*、Seed 型 R&D 課題**、グラント型 R&D 方式***等の導入を
通じて創意・自立型 R&D を支援

*優秀 BI (Business Idea) を保有した企業に対し、先ビジネスモデル (BM) 開発 →
後核心技術開発まで一括支援 (ATC、知識サービス産業核心技術開発事業)

**中長期技術開発事業においても、小規模の自由公募型改題を推進することによって、
創造的アイデアを初期革新技術への発展を支援

***自由主題の少額課題に対しては、アイデア中心の選定評価、中間評価省略、最終結
果報告書及び精算簡素化等の手続きを適用

□産業部は、このような主要 R&D 制度改善以外に、R&D 効果性の引上及び評価革新
のために、評価委員構成の専門性引上及び評価制度補完等の評価システムを改善

○評価委員プール (Pool) の技術分類を技術トレンドに合わせて再整備し、技術細部
分野別に再配置

*既存：(大分類) バイオ → (中分類) 医薬バイオ → (小分類) 治療用抗体、
酵素医薬品、ワクチン等 14 種類

改善：(大分類) バイオ → (中分類) 医薬バイオ → (小分類) 抗体医薬品、
菌株/酵素医薬品、ワクチン等 15 種類等のように再整備

○評価の一貫性確保と効率性の引上のために、中間、最終評価時、当該課題の過去評
価委員 (新規、年次及び段階) が参加するように、評価システムを改善

○課題中間に、目標達成度、技術環境変化等を考慮し、技術開発目標を修正できるコ
ンサルティング中心のマイルストーン (Milestone) 型中間評価制度を推進

○評価委員会の専門性を確保するために、特別選定評価委員 (分野別最高専門家) 義
務参加等制度を改善

□さらに、産業部は、事業参加者に対する幅広い情報提供のために、産業技術評価管
理院等担当機関ホームページを通じて、事業案内資料を提供し、'14 年 1 月中に前もつ
てソウルと大田で統合施行計画説明会を開催し、2~3 月中には、対象地域を拡大する予
定である。

*追加計画：安山、大邱、釜山、光州、全州、源州、春川、済州等

<2014 年度産業技術革新事業統合施行計画説明会>

地域	日時	場所
ソウル	' 14.1.24 (金) 14時	崇実大学校 (韓景職記念館)
大田	' 14.2.7 (金) 14時	KAIST (大講堂)

*13 年事業説明会：ソウル (' 13.1.22, 2,630 名)、大田 (' 13.1.29、1,569 名) 等 7ヶ所にて開催

○特に、今年からは、毎年実施する「圏域別 R&D 事業説明会」に一般的な R&D 事業説明以外に、産業部主要政策説明*を併行し、事業参会者の産業部政策に対する理解をしやすいするとともに、事業と政策が連携され、政策目標達成と事業性と拡散に寄与できるように推進。

*創造経済産業エンジンプロジェクト、産業現場の女性 R&D 人材拡充方案、第 6 次産業技術革新計画、デザイナー R&D 融合拡散政策等

□産業部は、先進産業技術強国跳躍という第 6 次産業技術革新計画ビジョン及び創造経済実現がサポートできるように、2014 年度産業技術革新事業統合施行計画を積極的に推進していくと表明した。

2-7 韓国型適正技術で開発した抽出機をフィリピンに輸出

韓国特許庁(2014. 1. 13)

韓国特許庁とフィリピン地方政府は、適正技術を利用し共同で開発した「イランイランオイル」の抽出機を普及することを決めた。フィリピン地域経済への貢献が期待されている。

同庁は、韓国のオイル抽出機専門メーカー「シンクトップ R&D」と韓国発明振興会とがともに、小型で品質の高いオイルが抽出できる抽出機の試作品を開発したと 12 日に発表した。ピリフィンのタルラック(Tarlac)州アナオ(Anao)市は、この抽出機を 18 の村に段階的に普及するという。

今回に適正技術で開発したオイル抽出機は、アロマセラピーによく用いられるアナオ地方自生のイランイラン木の花から高効率でオイルを抽出するもので、従来の抽出機より明るい色のオイルが抽出できる。

これまで、アナオ地方で使用していたオイル抽出機は、温度維持が難しく、熱効率が低いため生産量が少なかった。

韓国特許庁は、フィリピンで最近実施した現場テストを通じて機能が改善されたオイル抽出機の性能を検証した後、試作モデル 1 台をアナオ地方政府に渡し、今年上半期に 3 台を追加提供する予定だ。

それに合わせてアナオ地方政府も予算を確保して 18 の村にオイル抽出機を普及して

農家所得の拡大を図る。

多者機構課のオム・テミン課長は、「適正技術で開発したオイル抽出機が現地化できるよう、フィリピン地方政府の地域事業と連携推進することに意味がある」と述べた。

アナオ市のフェリペ市長は、「農家に必要な技術を開発し、抽出機まで提供してくれた韓国特許庁に感謝する。高品質のオイル抽出が可能となって地域の所得増大につながることを願っている」と述べた。

フィリピン農業研究所のカパリノ責任者は、「今回の老いる抽出機の技術を発展させ、ほかのハブからもオイルが抽出できるように改良し、普及も推進する計画」だと述べた。

韓国特許庁は、特許情報を活用した適正技術の開発事業を通じて、昨年5月にはネパールに断熱性の優れた竹住宅の建築技術を開発し支援した。

一方、韓国特許庁は、APECから誘致した9万ドルの支援金で、今年7月にソウルに韓国型適正技術普及事業の現状とあり方を主な内容とするワークショップを開催する予定だ。

2-8 京畿道、全国初めて知的財産専門人材育成事業を開始

デジタルタイムズ(2014.1.15)

技術先進国間の特許トラブルが主なニュースになっている中、韓国の京畿道が全国で始めて知的財産専門人材の育成に乗り出す。

道は、今年上半期と下半期にそれぞれ40人ずつ計80人の知的財産専門人材を育成し、企業と研究所、法律事務所などへの就職支援を行う「2014 知的財産専門人材育成及び就業支援事業」を行うと15日に発表した。

この事業は、サムスンとアップルの特許係争など、企業の知的財産権(IP, Intellectual Property)専門人材へのニーズに応えるため、京畿道が全国で始めて実施する。

道によると、韓国政府は2017年まで、約1万2000人の知的財産専門人材が不足するという見通しを示しており、大手企業や中堅企業などを中心にそのニーズが高まっている状況だ。

<チェ・ヨンウン記者>

2-9 KIPO、韓国知識財産評価取引センター設立

韓国特許庁(2014.1.15)

韓国特許庁と韓国発明振興会は、創造経済下の知的財産の評価及び取引の活性化を通じて、知的財産金融と知的財産基盤の産業発展へ貢献するという目的で、1月14日、韓国発明振興課以内の「韓国知識財産評価取引センター」開所式を行い、本格的な運営を始めた。

「韓国知識財産評価取引センター」は、2001年、韓国発明振興会に技術評価室として設置され、その能力が認められていた知識財産評価取引チームを拡大・改変したもので、

知的財産の評価業務・特許分析評価システム(SMART3)運営及びマーケティング業務・知的財産取引支援業務など、知的財産の評価及び取引を専門的に遂行・支援し、知的財産の評価及び取引の活性化を通じた知的財産金融の環境基盤構築に大きく貢献すると期待されている。

「韓国知識財産評価取引センター」は、優秀な知的財産保有企業に対し、知的財産の評価及び取引を支援して企業の資金調達及び事業化支援などを受けられやすくして事業化を手助けすることで、企業が知的財産を通じて価値を創出し、その創出された価値で研究開発に再投資する好循環スパイラルが定着されるように支援する。それで、知的財産基盤の産業発展と国家競争力の向上に貢献するという目的で拡大改変したものだ。

開所式では、国家知識財産委員会のコ・ギソク団長、KDB 産業銀行のキム・ユンテ副頭取などが参加した中、「知的財産の価値創造をリードするグローバル評価・取引専門機関」というセンターのビジョンをともに共有した。

開所式に参加した韓国発明振興会のキム・クァンリム会長は、「先端産業が国家競争力を左右する時代において、優秀な知的財産企業を発掘して適宜に知的財産の評価・金融支援・取引の活性化などで知的財産の事業化を成功に導き、企業価値を高めることが国家競争力につながる。高品質の知的財産評価や取引の支援を通じて国家競争力に貢献する企業の発掘は、韓国知識財産評価取引センターの役割が非常に大きい」と述べた。

キム・ヨンミン長官は、「2012年の一年間、韓国企業が特許使用料など外国に支払った金額は57億4千万ドルに達している。国家技術貿易の収支が慢性的な赤字になっている現実を打破し、長期的な国家成長能力を回復するためには、企業の優秀な知的財産を発掘・育成・活用して価値を実現できる知的財産の評価及び取引システムの定着が重要だ」と述べ、さらに、「拡大開所した韓国知識財産評価取引センターを中心に企業が知的財産を通じて価値実現をすることによって国家競争力を強化できるよう、知的財産の評価と取引システムの定着を積極支援する考えだ」と説明した。

模倣品関連及び知的財産権紛争

3-1 違法コピー、減少基調が顕著に

電子新聞(2014.1.5)

違法コピーの利用率が2009年42.4%から2012年32.4%に減少したことが明らかになった。国家知識財産委員会と法務部など、11の部署が参加し初めて発表した「2013年度における知的財産侵害対応及び保護執行の報告者」によると、違法コピー市場の規模は、同期間の8784億ウォンから3055億ウォンに減少した。

違法コピー物の流通量は、2009年23億9602万個から2012年20億6000万個に減

少した。違法コピーの利用が減少した一方、合法著作物市場の規模は、2009年8兆1507億ウォンから2012年11兆4963億ウォンと2兆3000億ウォン程度増加した。

産業財産権分野においては、韓国特許庁が2010年発足した特別司法警察の模倣品取締りの活動が目立った。特別司法警察は、昨年12月末まで、計376人を取上げ、82万点を押収した。オンラインネット通販約800箇所をアクセス遮断か閉鎖措置した。

著作権分野では、文化体育館後部所属の著作権特別司法警察と韓国著作権委員会、著作権保護センターなどが監視活動を行った。著作権委員会の是正勧告の回数は、2011年10万7724件から2012年25万39件に増加し、著作権保護センターのコピー・転送中断要請及び回収・破棄件数は、37万7549件から92万1211件に増えた。

報告書は、「模倣品に対する消費者の認識は、2009年調査開始から徐々に改善している。その結果、米国政府が毎年発表している知的財産権監視対象国から、2009年から5年連続解除されている」と説明した。昨年、韓国の知的財産権の保護水準に対し世界経済フォーラム(WEF)は48位、国際通貨基金(IMF)は40位と評価した。

報告書はまた、海外市場に進出する際に知財権関連のトラブルの可能性のある中小・中堅企業のための対応システムの確立、モバイルとソーシャルネットワーク(SNS)を通じて拡大している新たな侵害タイプの保護対策の確立が求められると指摘した。

韓国政府は、この報告書を定期的に発刊し、知的財産保護システムの強化と関連部署の協力を図るため、「知的財産権保護政策協議会議」(仮称)を発足し運営する計画だと述べた。

<リュ・ギョンドン記者>

3-2 サムスンとラムバス、特許契約を10年延長

デジタルタイムズ(2014.1.6)

ラムバスは、サムスン電子と自社の特許技術に関する包括的な使用契約を10年延長したと6日に発表した。

今回の契約延長により、ラムバスは、サムスンからの2000万ドルを優先的に受けられる。今後5年間、サムスン電子から四半期当たり1500万ドルの特許使用料を受けるようになる。5年後の使用料は、市場の状況に応じて改めて調整するという。

サムスン電子とラムバスは、2010年、特許訴訟を終え特許使用契約を結んだ。当時、サムスン電子は、ラムバスに対し、特許使用料として先払い金2億ドルと、5年間1四半期当たりの使用料2500万ドルを支払うこととした。

<ソ・ヨンジン記者>

デザイン (意匠)、商標動向

※今号はありません。

その他一般

5-1 特許管理会社 IV、韓国特許 1200 件買収

電子新聞(2014. 1. 14)

グローバル特許管理会社第 1 位のインテレクチュアルベンチャース(IV)が破綻や買収合併(M&A)に大量に売却された韓国の特許を集中買収したことが分かった。

14 日の廣開土研究所によると、世界最大の特許管理会社 IV が公開した特許のなかで、約 1200 件の特許が韓国特許庁に登録・出願されていた。この特許を利用して大規模な訴訟に乗り出した場合は、韓国企業にも被害が及びかねないため、対策が急がれている。

IV が保有した特許のなかで 361 件は、ハイニックス(現 SK ハイニックス)非メモリー事業部門が分離して新たに設立された「マグナチップ」に関する特許だった。この特許は、最初出願人がマグナチップ・ハイニックス半導体・LG 半導体・現代電子・現代半導体・金星エレクトロンなどの特許で、現在の所有・管理は IV が行っている。

マグナチップ関連の特許以外にも IV は、様々な分野の特許を買収・管理していた。韓国に登録された特許のなかで、IV の特許ポートフォリオに含まれた特許は、個人の出願人から大学、研究所、中小・中堅企業、大手企業まで様々だ。韓国科学技術研究院(4 件)、エネルギー技術研究院(2 件)、機械研究院(1 件)の特許が IV の特許ポートフォリオに入っている。韓国大学の産学協力団などが出願し、現在は IV が管理している特許も 4 件ある。

IV が保有している韓国の特許の大半は IT 関連特許で、IV が訴訟に乗り出した場合、国内の IT 業界にも多くの影響を与える。IV に勤務したことのある業界の専門家は、「特許買収のなかでも特に韓国で積極だったのは、IV が運用ファンド「発明買収ファンド(IIF)」だった。IT 企業に投資してつくったファンドなので IT に関心が高かったのだ」と説明した。IV は、発明ファンド意外に、発明化学ファンド(ISF)、発明開発ファンド(IDF)などを運用したという。

大韓弁理司会のチョン・ジョンハク副会長は、「企業を買収合併するか、分社・破綻しても特許は残る。知的財産権関連のトラブルを回避するためには、徹底した追跡と管理システムが求められる」と強調した。さらに、特許関連係争の回避には、きちんとした特許所有権管理か、特許管理者に移転した特許の動向分析が必要だと説明した。

過去のニュースは、<http://www.jetro-ipr.or.kr/> をご覧下さい。
お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

<https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3665>

また、本ニュースレターの配信停止、メールアドレス等の変更、購読メールマガジンの追加等は下記の URL の情報管理ページからログインの上、お手続きをお願いいたします。なお、ログインにはパスワードが必要ですが、パスワードは同ページの「パスワードお問い合わせ」からお調べいただくことが可能です。

<http://www5.jetro.go.jp/mreg/menu>

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行:JETRO ソウル事務所 知財チーム